

## プロポーザル配点表

区分	審査項目	審査事項	審査配点 内訳	審査 配点
企業評価	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に官公庁において受託し、完了した総合計画、総合戦略及び人口ビジョン策定業務のいずれかの実績</li> <li>過去に官公庁において受託し、完了した総合計画、総合戦略及び人口ビジョン策定業務のいずれかの受託件数</li> </ul>	5	10
	執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行のために、適切な管理体制及び連絡協力体制が整備されているか</li> </ul>	5	
企画提案書 評価	計画策定業務	①構成及び体系について <ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の構成・体系及び総合計画と総合戦略を統合する方法等についての考えが明確かつ有効な提案となっているか</li> </ul>	10	105
		②計画策定過程支援業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>政策形成能力を向上させるための有効な提案がされているか</li> <li>普段から当計画を職員が意識できるような有効な提案がされているか</li> <li>政策形成能力及び施策展開するための手法は明確かつ適切か</li> <li>サポート体制は明確かつ適切か</li> <li>実現可能性のある提案となっているか</li> </ul>	35	
		③住民アンケート実施業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの実施方法について有効な提案がされているか</li> <li>徴集した住民アンケート等の意見の集約並びに集約意見の当該計画への反映方法について有効な提案がされているか</li> <li>実現可能性のある提案となっているか</li> </ul>	10	
		④審議会運営支援業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行のために、適切な管理体制及び連絡協力体制が整備されているか</li> <li>その他、効果的な運営方法及び実施回数の提案はあるか</li> <li>実現可能性のある提案となっているか</li> </ul>	5	
		⑤各種会議等の運営支援業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行のために、適切な管理体制及び連絡協力体制が整備されているか</li> </ul>	10	
		⑥情報公開業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施方法について有効な提案がされているか</li> </ul>	5	
		⑦その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>広陵町SDGs 未来都市計画、広陵町自治基本条例（仮称）及びSociety5.0を総合計画及び戦略へ組み入れ、紐付ける手法について有効な提案がされているか</li> <li>実現可能性のある提案となっているか</li> </ul>	10	
	人口ビジョンの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の人口ビジョンに対する認識と修正に関する方針は明確かつ適切か</li> <li>分析手法等について有効な提案がされているか</li> </ul>	5	
	業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現性及び実効性のあるスケジュールになっているか</li> </ul>	5	
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の業務で、本業務を円滑かつ効率的に進めるための独自提案があるか</li> </ul>	10	
サウンディング参加	サウンディング調査参加の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務第2次サウンディング調査に参加した事業者であるか</li> </ul>	5	5
<b>合計</b>			<b>120</b>	<b>120</b>

※合計得点が同点の場合は、「計画策定業務」、「独自提案」、「人口ビジョンの策定」の順序で、その項目の審査点を比較し、決定する。

※審査方法は、選定委員が採点した採点数の合計の平均点を採点結果とし、交渉権第1位及び第2位を決定するものとする。

※合格基準点は、75点以上とする。ただし、計画策定業務の②「計画策定過程支援業務」において20点未満の場合は、失格とする。